

令和 6 年度いじめ防止対策協議会の協議課題について（案）

令和 6 年度協議課題について

- 令和 6 年度は、昨年度に引き続き、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂に向けた審議を行うとともに、年度後半においては、いじめの未然防止・早期発見・早期解決・再発防止に向けた取組について検討を行うこととしてはいかがか。
- ガイドラインの改訂については、令和 5 年度第 3 回会議から継続的に検討を実施してきており、第 5 回会議においては、改定の骨子（案）について、ご意見・ご質問を頂戴したところ。
- 令和 6 年度上半期の会議においては、本日お示しをする改訂（案）をもとに、改めてご意見・ご質問を頂戴し、学校現場に対して早期に改訂版ガイドラインの周知を実施することとしたいがいかがか。
- また、年度後半の会議においては、いじめの認知件数や重大事態件数が過去最多となるなど、依然として増加傾向にあることを踏まえ、児童生徒がいじめの加害者・傍観者にならず、被害者を生まないようにするために、改めて、学校現場に求められるいじめの未然防止・早期発見・早期解決・再発防止に向けた取組について、検討を行うこととしてはいかがか。

（※）令和 5 年度の協議実績

- 令和 4 年 11 月に設置された「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」において整理された「いじめ防止対策について今後対応すべき検討課題」（参考資料 2）のうち、5 番目以降の残る検討課題について協議を実施。
- 特に、いじめの重大事態については、調査組織の立ち上げの遅れや学校現場の負担増加等様々な課題が指摘されてきたことから、いじめ重大事態の国への報告等を通じた実態把握を行いつつ、下記の観点を中心に、ガイドラインの改訂に向けた検討を実施してきたところ。
 - ・ 重大事態調査における調査すべき標準的な内容や期間の考え方の整理
 - ・ いじめ重大事態調査の迅速な処理及び調査の円滑化に向けて、学校設置者の体制整備や第三者委員の確保に係る方策
 - ・ 重大事態調査の適切な実施に向けた、ガイドラインの記載の充実・明確化 等